

令和7年 第2回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年2月27日（木） 午前9時30分～午前10時59分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員（13人）
- 4 欠席委員（1人）
- 5 議事録署名人の指名について（2人）
- 6 議事日程
議案第187号 農地法第3条による許可申請の件（6件）
議案第188号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件（3件）
議案第189号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員（4人）

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和7年第2回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願いします。

○議長

～あいさつ～

本日は、〇〇委員が欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、13番〇〇委員、2番〇〇委員、両名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第187号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番及び2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積622㎡

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積4,737㎡

坪単価 3,400円

続いて、受付番号2番

土地の表示 〇〇、田、面積535㎡

〇〇、田、面積520㎡

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積4,737㎡

坪単価 3,000円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

受付番号1番と2番の申請地は、隣接する農地です。譲受人は高齢ではありますが、トラクターもコンバインも所有しており、〇〇在住の弟に協力してもらいながら耕作していくとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号 1 番及び 2 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号 3 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 3 番

土地の表示 ○○、田、面積 1,173 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 6,462 m²

贈与

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請地はこれまで、残存小作により長年譲受人が耕作しておりました。譲受人は、必要な農機具を十分に所有し、露地野菜を中心に積極的に農業に取り組んでおり、支障ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号4番

土地の表示 ○○、田、面積 574 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 24,142 m²

坪単価 900 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人は、今後も農業に従事する見込みがなく、隣接する農地を耕作している譲受人に売買の話があり、今回の申請に至ったものです。譲受人は、優秀な中堅農家であり、今後の営農についても問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番について、異議なしの方、挙手を

お願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号5番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号5番
土地の表示 ○○、田、面積 1,140 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 25,301 m²
坪単価 900 円
以上です。

○議長
事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
譲受人は、○○地区で広く農業を営んでおり、娘も新規就農者として農業を頑張っているところで、今後の耕作について問題ないと思われます。

○議長
説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号5番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号 6 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 6 番

土地の表示 ○○、田、面積 1,288 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 20,427 m²

坪単価 1,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請地は、これまでも譲受人が耕作していた農地です。譲受人は、必要な農機具を十分所有し、非常に丁寧な耕作をされる方で、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号 6 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 188 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件

について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 223 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 分家住宅

建築面積 57.96 m²

使用貸借権の設定

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件は、許可を受けずに転用した無断転用の事案であり、追認許可を得るために申請されたもので、始末書を添付した申請書が提出されました。

現在、申請地の南東部分の一部に農機具の保管場所として簡易的な車庫を設置し、その進入路の確保のために整地がされ、砂利が敷かれている状況となっております。以前の所有者である譲渡人の夫が昭和58年12月11日に相続により所有権を取得した時には、すでに現在の状況となっていたとのことです。現在の所有者の両親は既に他界されており、現在に至る正確な年月日は不明です。関係法令の手続きが必要とは知らず、関連法規に対する認識不足のため無断転用を行ってしまっており、申請人は深く反省をしているとのことです。譲受人は譲渡人の孫の夫にあたりますが、転用許可後は、譲受人夫婦とその子ども3人が居住する分家住宅を建築するとのことです。周囲にはコンクリート擁壁を設置し、排水は南側水路へ放流します。事務局においては、追認許可の見込みがあるものと考えています。以上です。

○議長

担当の農業委員から補足説明はありますか。

〇〇〇委員

現地確認を行ったところ、車庫は確認されましたが、今後、分家住宅を建築し是正するとのことで、特に問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 〇〇、田、面積 998 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 自動車修理工場

建築面積 196.70 m²

使用貸借権の設定

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

自動車修理工場を建築するとのことで、騒音や匂いが生じる可能性があるため、今回の転用について周辺住民に説明して回ったということです。排水については、浄化後、北側水路に流すとのことで、周辺の営農にも影響ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号3番

土地の表示 ○○、田、面積 664 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 店舗併用住宅

建築面積 298.93 m²

所有権移転

農地区分 3種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、今回、新たに家具専門店を建築したいとのことで、○○に近い申請地を転用するものです。北側に残る農地については、しっかり管理をするようをお願いしています。排水については、南側水路に流すとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

北側に残る部分は、譲渡人の名義のまま残るのでしょうか。

〇〇〇委員

現在は譲渡人の名義のままですが、今後売買される予定です。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号３番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして、議案第 189 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

〇事務局

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 ３年

利用権の設定を行う件数 ８件

利用権を設定する面積 8,841 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 ３年３か月

利用権の設定を行う件数 １件

利用権を設定する面積 1,151 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4年9か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 2,644 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年3か月
利用権の設定を行う件数 9件
利用権を設定する面積 11,215 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 10年
利用権の設定を行う件数 3件
利用権を設定する面積 4,563 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 10年3か月
利用権の設定を行う件数 9件
利用権を設定する面積 8,557 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 10年9か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,382 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年3か月
利用権の設定を行う件数 21件
利用権を設定する面積 23,485 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 8年3か月

利用権の設定を行う件数 2 件
利用権を設定する面積 1,114 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 9 年 9 か月
利用権の設定を行う件数 1 件
利用権を設定する面積 1,011 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10 年
利用権の設定を行う件数 2 件
利用権を設定する面積 1,728 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10 年 3 か月
利用権の設定を行う件数 2 件
利用権を設定する面積 1,474 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10 年 3 か月
貸手 1 名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 高橋 正浩
利用権の設定を行う件数 1 件
利用権を設定する面積 2,094 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10 年 3 か月
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 高橋 正浩
借手 1 名
利用権の設定を行う件数 1 件
利用権を設定する面積 2,094 m²
利用権を設定する作物 水稻
以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 189 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。